

特別養護老人ホーム「けやきの杜」重要事項説明書

< 2024年4月1日現在 >

当施設は介護保険の指定を受けています。
(滋賀県指定 第2570300901号)

当施設はご入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容について説明します。

◆◆目次◆◆

1.	施設経営法人	2
2.	ご利用施設	2
3.	居室の概要	2
4.	職員の配置状況	3
5.	当施設が提供するサービスと利用料金	3
6.	看取りケア（ターミナルケア）について	6
7.	事故発生時の対応等について	6
8.	身体拘束廃止について	6
9.	施設を退所していただく場合（契約の終了について）	7
10.	残置物引取人	8
11.	苦情の受付について	8

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 達真会
- (2) 法人所在地 滋賀県長浜市高月町柏原1055番地
- (3) 電話番号 0749-85-8383
- (4) 代表者氏名 理事長 田中正孝
- (5) 設立年月 平成12年 9月25日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成19年4月1日指定 滋賀県2570300901号
- (2) 施設の目的 介護老人福祉施設は、介護保険法の規定にもとづき、要介護状態等にある高齢者に対し、可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム けやきの杜
- (4) 施設の所在地 滋賀県長浜市高月町柏原1055番地
- (5) 電話番号 0749-85-8383
- (6) 施設長（管理者）氏名 谷口靖幸
- (7) 当施設の運営方針
介護保険法の規定に基づき、「個の尊重」を重視しながら、個人の自立した日常生活を支援するため、暮らしの単位を小さくして、一人ひとりの顔が見える暮らし、私はこうしたいという主張のできる暮らし、自分だけの空間としての個室を基本とした暮らしの中で、ご入居者・職員・地域との「馴染みの関係」を築くことを目的としたケアのあり方を目指すものとする。
- (8) 開設年月 平成19年 4月 1日
- (9) 入所定員 60人
- (10) 営業日 年中無休

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設として、6つのグループホームのようなユニット型の生活単位を構成しております。したがって各ユニットに食堂・機能回復訓練室・浴室を配置しています。利用される居室は、全て個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	60室	（全室個室）
共同生活室	各ユニットに1	
浴室	5箇所 3箇所	個浴 介助機械浴
	1箇所	1階に特殊浴室
医務室	1室	

※上記は、基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご入居者に特別にご負担いただく費用はありません。

※居室の変更：ご入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

※居室に関する特記事項

トイレの場所については、各ユニット（1ユニット10人定員）に5から6ヶ所あります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人数	指定基準
施設長（管理者）	1名	1名
生活相談員	2名（うち1名介護支援専門員と兼務）	1名
介護職員	17名以上	17名
看護職員	3名以上（※1）	3名
機能訓練指導員	1名以上（※2）	1名
介護支援専門員	1名（生活相談員と兼務）	1名
医師	1名	必要数
栄養士	1名	1名

※1 看護職員は、機能訓練指導員および併設（介護予防）ショートステイの看護職員・機能訓練指導員を兼務しています。

※2 機能訓練指導員は、看護職員および併設（介護予防）ショートステイの看護職員・機能訓練指導員を兼務しています。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金（別紙：利用料金表）

当施設では、ご入所者に対して以下のサービスを提供します。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（一定以上の所得がある方は、8割または7割となります。）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご入所者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（ご入所者の希望により、変更いたします。）
（食事時間）・・・下記時間帯は目安とし、ご入所者の生活リズムを考慮します。
朝食：7:30～9:00 昼食：12:00～13:30 夕食：18:00～19:30

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥栄養管理

- ・ご入所者の栄養管理を行います。

⑦機能訓練

- ・ご入所者の機能訓練を行います。

⑧相談援助

- ・ご入所者の相談援助を行います。

⑨その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えや整容を行うよう配慮します。

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・看護職員による服薬管理を行います。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

別紙の料金表によって、ご入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（食事代・居住費・医療費・散髪代・その他）の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご入所者の要介護度に応じて異なります。）

①その他のサービス概要

加算	加算の内容
日常生活継続支援加算	重度の要介護度状態の者や認知症の入所者が多くを占める施設において、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し支援することで加算されます。
安全対策体制加算	必要な研修を受けた担当者や安全対策部門の設置し、安全体制を実施する体制を整備します。（入所時に1回限り）
療養食加算	医師の食事箋に基づき管理栄養士が療養食の提供を管理する場合に1食ごとに加算されます。
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を配置した場合に加算されます。
看護体制加算Ⅱ	配置基準よりも1名以上上回る看護職員を配置し、健康管理をした場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	施設入所等時、少なくとも3ヶ月に1回、褥瘡の発生リスクについて評価した場合に加算されます。（褥瘡発生のリスクがある場合には褥瘡ケア計画を作成し褥瘡ケアを実施します。）
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた方について、褥瘡予防を実施し褥瘡の発生しなかった場合に3ヶ月に1回を限度して加算されます。
排泄支援加算Ⅰ	施設入所時等の評価、6ヶ月毎の評価を行い、その評価に基づき3か月毎に支援計画の見直しをします。
排泄支援加算Ⅱ	施設入所時等と比較して、排尿排泄の一方が改善し、いずれも悪化ない又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合に加算されます。
排泄支援加算Ⅲ	施設入所時等と比較して、排尿排泄の一方が改善し、いずれも悪化ない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況を厚生労働省に提出し、その情報を適切、かつ有効に活用しサービスを提供します。
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に加算されます。（医療機関の管理栄養士と相談のうえ、栄養ケア計画を作成します。）
退所時栄養情報連携加算	退所に際し、医療機関等に入所者の同意を得て栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。（厚生労働省が定める特別食または、低栄養状態にあると医師が判断した方）
夜勤職員配置加算	指定基準による配置を1名以上上回る夜勤職員を配置した場合に加算されます。
初期加算	入所後30日間に限り加算されます。 1ヶ月以上の入院後、再入所された場合も同様です。
外泊・入院時費用	1ヶ月につき6日以内の外泊・入院をされた場合に加算されます。（但し、入院初日、最終日は除く）

若年性認知症 入所者受入加算	若年性認知症と認定された要介護者の方について加算されます。
看取り介護加算	医師より回復の見込みがないと診断され、入居者またはご家族等が看取りをご希望された場合に加算されます。 当施設または居宅等にて亡くなられた場合、死亡日以前 45 日を上限として加算されます。
退所前訪問相談援助加算	退所に先立って、退所後の居宅を訪問し、退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に入所中 1 回を限度として加算されます。
退所後訪問相談援助加算	退所後 30 日以内に居宅を訪問し、退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に退所後 1 回を限度として加算されます。
退所時相談援助加算	入所者および家族等に退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ所轄の老人介護支援センターに情報を提供した場合に 1 回を限度として加算されます。
退所時情報提供加算	入所者が退所し、医療機関に入院する際、当該医療機関に入所者の同意を得て心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合に加算されています。
退所前連携加算	退所に先立って、入居者が希望する指定居宅介護支援事業者に情報を提供し相談援助を行った場合に 1 回を限度として加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご入所者の負担となります。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・ご入所者に必要な食事を提供します。

②特別な食事

- ・ご入所者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

③居室

- ・当施設は全室個室です。

④理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

[美容サービス]

美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

⑤貴重品の管理

- ・ご入所者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：金融機関届出印鑑管理（施設長）
預金通帳その他貴重品（事務員）

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご入所者へ交付します。

⑥レクリエーション、クラブ活動

- ・ご入所者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

月	行事とその内容（例）
1月	1日—お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…）
2月	3日—節分（施設内で豆まきを行います。）
3月	3日—ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）
4月	上旬—お花見（施設のまわりにたくさんの桜の木があります。その桜の下でお花見をします。）

ii) クラブ活動

書道、お料理、歌、手芸など。

⑦複写物の交付

・ご入所者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。また、複写物を必要とされる場合にはそのコピーを提供させていただきます。

⑧文書発行

・ご入所者が、入所証明書などの文書を必要とされる場合には発行させていただきます。

⑨家族室宿泊

・ご入所者のご家族等が、家族室の利用を希望される場合には、利用していただくことができます。

⑩死後の処置

・ご入所者が施設でお亡くなりになった場合は、死後の処置をさせていただきます。

⑪日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金等ご入所者の日常生活に要する費用でご入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費を負担いただく場合もあります。

・おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

滋賀銀行 多賀支店 普通預金320448

名義：社会福祉法人 しゃかいふくしほうじん 達真会 たつしんかい 理事長 りしちやう 田中正孝 たなかまさたか

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：都市銀行・地方銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫

および 郵便局・農協・漁協

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入所者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	長浜赤十字病院
所在地	滋賀県長浜市宮前町 14 番 7 号
診療科	消化器内科・循環器内科・糖尿病・内分泌内科・神経内科・血液内科・呼吸器内科・小児科・精神科・外科・呼吸器外科・形成外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産科・婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・麻酔科・救急科・放射線科・リハビリテーション科・歯科口腔外科・集中治療科

6. 看取りケア（ターミナルケア）について

当施設では、ご入所者の希望により、別に定める「看取りケアに関する指針」に基づき看取りケアを行います。看取りケア計画を定め、ご入所者やご家族の同意に基づき、入居者個々に応じた対応を行います。

7. 身体拘束廃止について

当施設では、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行うことはいたしません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、事前にご家族様への同意を得ます。

8. 事故発生時の対応等について

当施設では、施設のサービス提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、施設のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

また、事故発生の防止のための指針を整備し、定期的に職員研修を行ないます。

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入所者に退所していただくこととなります。

- ①介護認定によりご入所者の心身の状況が自立又は要支援と認定された場合
- ②介護認定によりご入所者の心身の状況が要介護1、要介護2と認定され特例入所に該当しない場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご入所者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご入所者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご入所者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご入所者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①ご入所者及びその家族代表者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ②ご入所者及びその家族代表者による、サービス利用料金の支払いが合算して3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご入所者及びその家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご入所者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご入所者が介護老人保健施設に入所もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
※家族代表者とは、ご入所者と交渉程度が最も密な者を指し、事業者はご入所者の状況を家族代表者に伝えることとします。家族代表者以外の親族などからご入所者についての状況ならび事業者への要望等については、家族代表者を通じ事業者に連絡することとします。そして、ご入所者に滞納が発生した場合、家族代表者が事業者への損失を補うこととします。

(3) 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ①3ヶ月以内の入院の場合
 - ・3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
 - ・入院日の翌日から6日を限度として、1日につき246単位（但し、退院日を除く）及び入院期間中の居住費（1日あたり3,300円）
- ②3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
 - ・3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(4) 円滑な退所のための援助

ご入所者が当施設を退所する場合には、ご入所者の希望により、事業者はご入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご入所者に対して速やかに行います。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残されたご入所者の所持品(残置物)をご入所者自身が引き取れない場合に備えて、「身元引受人」を定めていただきます。

当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご入所者又は身元引受人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に身元引受人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

別紙 ≪サービス利用料金表（一日あたり）≫

I. サービス料金

介護度	サービス 利用料金①	自己負担割合 1 割の場合		自己負担割合 2 割の場合		自己負担割合 3 割の場合 (平成 30 年 8 月 1 日～)	
		うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)	うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)	うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)
要介護 1	6,793 円	6,114 円	679 円	5,435 円	1,358 円	4,755 円	2,038 円
要介護 2	7,503 円	6,753 円	750 円	6,002 円	1,501 円	5,252 円	2,251 円
要介護 3	8,264 円	7,437 円	827 円	6,611 円	1,653 円	5,784 円	2,480 円
要介護 4	8,984 円	8,085 円	899 円	7,187 円	1,797 円	6,288 円	2,696 円
要介護 5	9,683 円	8,715 円	968 円	7,746 円	1,937 円	6,778 円	2,905 円

II. その他のサービス料金

加算	サービス 利用料金①	自己負担割合 1 割の場合		自己負担割合 2 割の場合		自己負担割合 3 割の場合	
		うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)	うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)	うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)
日常生活継続支 援加算	466 円	419 円	47 円	372 円	94 円	326 円	140 円
安全対策体制 加算※	202 円	181 円	21 円	161 円	41 円	141 円	61 円
看護体制加算 I	40 円	36 円	4 円	32 円	8 円	28 円	12 円
看護体制加算 II	81 円	72 円	9 円	64 円	17 円	56 円	25 円
褥瘡マネジメン ト加算 I※	30 円	27 円	3 円	24 円	6 円	21 円	9 円
褥瘡マネジメン ト II※	131 円	117 円	14 円	104 円	27 円	91 円	40 円
排泄支援加算 I ※	101 円	90 円	11 円	80 円	21 円	70 円	31 円
排泄支援加算 II ※	152 円	136 円	16 円	121 円	31 円	106 円	46 円
排泄支援加算 III ※	202 円	181 円	21 円	161 円	41 円	141 円	61 円
科学的介護推進 体制加算※	507 円	456 円	51 円	405 円	102 円	354 円	153 円
再入所時栄養連 携加算	2,028 円	1,825 円	203 円	1,622 円	406 円	1,419 円	609 円
退所時栄養情報 連携加算※	709 円	638 円	71 円	567 円	142 円	496 円	213 円
夜勤職員 配置加算	182 円	163 円	19 円	145 円	37 円	127 円	55 円
初期加算	304 円	273 円	31 円	243 円	61 円	212 円	92 円
外泊・入院 時費用	2,494 円	2,244 円	250 円	1,995 円	499 円	1,745 円	749 円
療養食加算	60 円	54 円	6 円	48 円	12 円	42 円	18 円
若年性認知症入 所者受入加算	1216 円	1,094 円	122 円	972 円	244 円	851 円	365 円
看取り介護加算							
死亡日以前 31 日 以上 45 日以下	730 円	657 円	73 円	584 円	146 円	511 円	219 円

死亡日以前4日 以上30日以下	1,460円	1,314円	146円	1,168円	292円	1,022円	438円
死亡日の前日及 び前々日	6,895円	6,205円	690円	5,516円	1,379円	4,826円	2,069円
死亡日	12,979円	11,681円	1,298円	10,383円	2,596円	9,085円	3,894円
退所前訪問相談 援助加算	4,664円	4,197円	467円	3,731円	933円	3,264円	1,400円
退所後訪問相談 援助加算	4,664円	4,197円	467円	3,731円	933円	3,264円	1,400円
退所時相談援助 加算	4,056円	3,650円	406円	3,244円	812円	2,839円	1,217円
退所時情報提供 加算※	2,535円	2,281円	254円	2,028円	507円	1,774円	761円
退所前連携加算	5,070円	4,563円	507円	4,056円	1014円	3,549円	1,521円

☆ 上記の日常生活継続支援加算・看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ）・夜勤職員配置加算・科学的介護推進体制加算以外の加算については必要に応じて加算することとなります。

※印の加算は、1ヶ月当たりの加算額です。

Ⅲ. 介護職員処遇改善加算（2024年5月31日まで加算されます。）

加算	サービス利用料金①	うち、介護保険から 給付される金額②	サービス利用に係る 自己負担額（①－②）
自己負担割合 1割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 8.3%…（A）	左記（A）の金額の90%	左記（A）の金額の10%
自己負担割合 2割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 8.3%…（A）	左記（A）の金額の80%	左記（A）の金額の20%
自己負担割合 3割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 8.3%…（A）	左記（A）の金額の70%	左記（A）の金額の30%

Ⅳ. 介護職員等特定処遇改善加算（2024年5月31日まで加算されます。）

加算	サービス利用料金①	うち、介護保険から 給付される金額②	サービス利用に係る 自己負担額（①－②）
自己負担割合 1割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 2.7%…（A）	左記（A）の金額の90%	左記（A）の金額の10%
自己負担割合 2割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 2.7%…（A）	左記（A）の金額の80%	左記（A）の金額の20%
自己負担割合 3割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 2.7%…（A）	左記（A）の金額の70%	左記（A）の金額の30%

Ⅴ. 介護職員等ベースアップ支援加算（2024年5月31日まで加算されます。）

加算	サービス利用料金①	うち、介護保険から 給付される金額②	サービス利用に係る 自己負担額（①－②）
自己負担割合 1割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 1.6%…（A）	左記（A）の金額の90%	左記（A）の金額の10%
自己負担割合 2割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 1.6%…（A）	左記（A）の金額の80%	左記（A）の金額の20%
自己負担割合 3割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 1.6%…（A）	左記（A）の金額の70%	左記（A）の金額の30%

VI. 介護職員等処遇改善加算（2024年6月1日以降に加算されます。）

加算	サービス利用料金①	うち、介護保険から 給付される金額②	サービス利用に係る 自己負担額（①－②）
自己負担割合 1割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 14%…（A）	左記（A）の金額の90%	左記（A）の金額の10%
自己負担割合 2割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 14%…（A）	左記（A）の金額の80%	左記（A）の金額の20%
自己負担割合 3割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 14%…（A）	左記（A）の金額の70%	左記（A）の金額の30%

VII. 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

サービスの内容	利用料金
①食費（材料費、調理費を含む） ※	1日につき 1,800円
②特別な食事費	要した費用の実費
③居室料 ※	1日につき 3,300円
④理髪・美容費	要した費用の実費
⑤貴重品の管理費	1ヶ月あたり 1,000円
⑥レクリエーション・クラブ活動費	内容によっては、材料費等の実費を 頂く場合もあります。
⑦複写物の交付費	1枚につき 10円
⑧文書料	1通につき 300円
⑨家族室宿泊料	1日につき 3,000円
⑩死後の処置費	5,000円
⑪日常生活上必要となる諸費用	負担を頂くことが適当である物に 係る実費を頂く場合もあります。
※ ①及び③につきましては、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、 介護保険負担限度額認定証に記載されている金額をご負担頂きます。	

VIII. お支払金額

- 2024年4月1日から2024年5月31日までのお支払金額
上記Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴのサービス利用に係る自己負担額 ＋ Ⅶ
- 2024年6月1日以降のお支払金額
上記Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅵのサービス利用に係る自己負担額 ＋ Ⅶ